

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例  
(略称:環境確保条例)

# 自動車に関する 規制等のあらまし



## I N D E X

粒子状物質排出基準の遵守等.....	1頁	粒子状物質を増大させる燃料の使用禁止・販売禁止.....	11頁
低公害車の導入.....	5頁	自動車販売者による環境情報の説明.....	12頁
低公害車の種類と特徴.....	7頁	条例に規定されている努力義務.....	13頁
東京都の各種補助・あっせん制度.....	8頁	「環境確保条例」と「改正自動車NOx・PM法」について...	14頁
自動車環境管理計画書の提出.....	9頁	東京都自動車公害監察員(自動車Gメン)の設置.....	15頁
アイドリング・ストップの遵守.....	10頁		



東京では、粒子状物質( PM )や窒素酸化物( NOx )による大気汚染は深刻な状況です。これらの汚染物質の発生に、ディーゼル車の排出ガスが大きく影響しており、健康被害も懸念されています。

東京都では、なかでも対策が遅れている粒子状物質を削減するため、ディーゼル車に対する規制を定めました。

規制の内容

条例で定める粒子状物質排出基準を満たさないディーゼル車は、**都内の運行が禁止**されます。

開始時期

**平成15年10月からです。** ただし、新車登録から7年間は規制適用の猶予期間となります。

対象地域

都内全域( 島しょを除く )

対象車種

**規制の対象はディーゼル車です。**

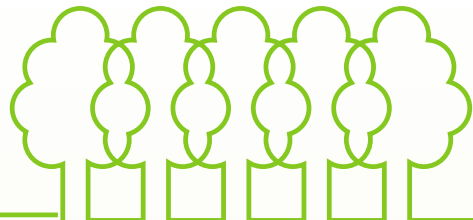
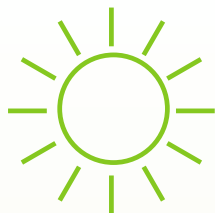
乗用車は、規制の対象外  
《ナンバープレートの分類番号『3、5、7』》  
車検証の用途欄に「乗用」と記載される乗用車は、規制の対象になりません。



規制対象車	例 示	ナンバープレートの分類番号	備 考
貨物自動車	トラック(キャブオーバーなど)、バン	1 - 4 - 6 -	自家用、事業用の種別を問わない。 小型、普通自動車の種別を問わない。
乗合自動車 (乗車定員11人以上)	バス、マイクロバス	2 - (一部5 -、7 -)	
特種用途自動車	冷蔵冷凍車、 コンクリート・ミキサー車	8 -	乗用車タイプをベースにしたものは 規制の対象外

規制対象車への対応

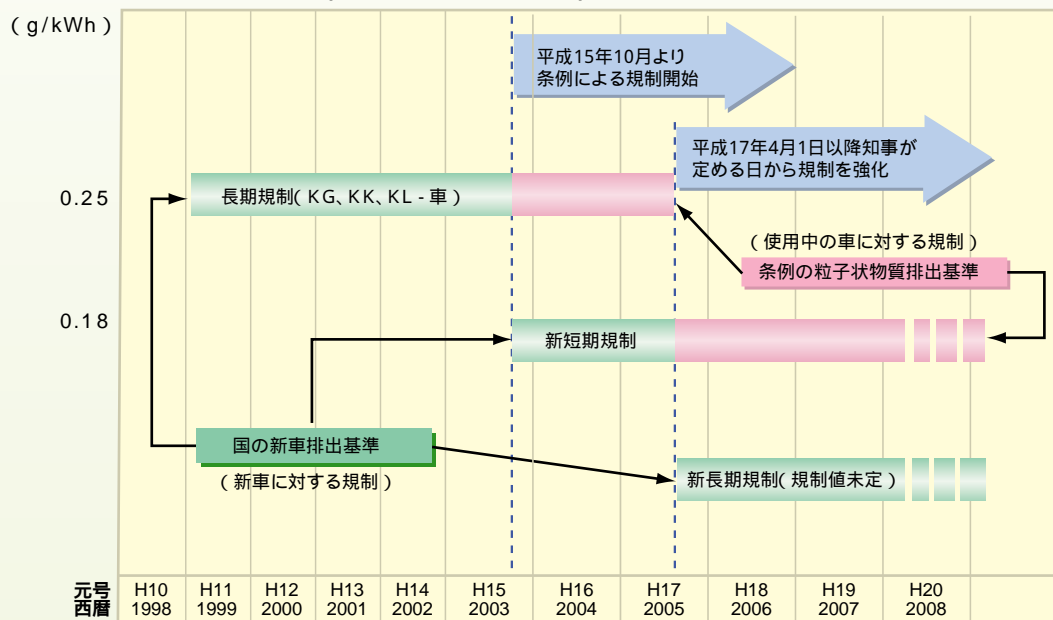
- ( 1 )CNG車、LPG車、ガソリン車、国の排出ガス最新規制適合のディーゼル車など、より低公害な車両への代換えを行う。 7・8ページ
- ( 2 )知事が指定した粒子状物質減少装置( DPF等 )の装着を行う。 8ページ



## 規制の基準値

平成15年10月施行の粒子状物質排出基準は、現在の国の新車に対する排出基準と同じ値です。  
なお、平成17年4月1日以降の知事が別に定める日から規制値を強化します。

《例》2トン積トラック(車両総重量4トン強)の場合



## 車両総重量とは?

車両重量、最大積載量及び55kgに乗車定員を乗じて得た重量の総和をいう。(道路運送車両法第40条)

車両重量



最大積載量



55kgに乗車定員  
を乗じて得た重量



車両総重量  
(車検証に記載の値)

## 義務の対象者は運行責任者

自動車の購入、配置、整備など自動車の運行に関わるすべての権限をもつ地位にある者です。

(例:会社社長、事業主)

### 荷主も義務を負います。(第39条)

貨物の運送などを委託する荷主が委託先の自動車の運行ルートや運行時間などを指定し、事実上、運行責任者と同様に自動車の運行を支配する場合があります。このような場合、荷主も条例に違反するディーゼル車が使用されないようにする義務を負います。

例:貨物の輸送...コンビニエンス・ストアや大規模小売店舗等の商品搬送、石油等の燃料輸送

旅客の輸送...会社・学校の送迎バス、コミュニティバス

## 条例違反には

### (1) 運行責任者

運行禁止命令を出します。運行禁止命令に従わないときには、違反者の氏名公表、罰則(50万円以下の罰金)の適用があります。

### (2) 荷主

受託者に、条例に違反しない自動車の使用を指示することなど、必要な措置をとることを勧告します。勧告に従わないときには、氏名公表の適用があります。

## 自分の車はいつから規制されるのか

まず、自動車検査証(車検証)の型式欄に記載されているアルファベット記号を確認する。

### 自動車検査証

(抜粋)

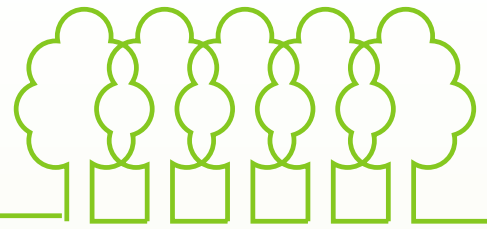
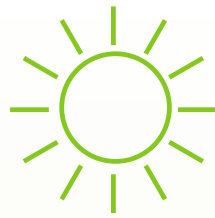
自動車登録番号又は車両番号/ 自動車予備検査証番号	登録年月日/交付年月日	初度登録年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用 の別/適否	車体の形状				
品川 た xxxxx	平成8年9月26日	平成8年9月	普通	貨物	事業用	キャブオーバー				
車名	型式	乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量					
	KC-xxxx	3人	2000kg	2180kg	4345kg					
車台番号	原動機の形式	長さ	幅	高さ	総排気量 又は定格出力	燃料の種類	型式指定 番号	類別区分 番号		
45 12345	PF6	475cm	170cm	197cm	5249cc	軽油				

型式とは・・・  
自動車検査証の型式欄に記載されたアルファベット記号(例:KC-)

次に、所有している車の粒子状物質規制値及び、国による排出ガス規制区分を確認する。  
(短期規制、長期規制など)

### 車両総重量に基づく粒子状物質規制値及び型式

		国による排出ガス規制区分 (平成*年規制適合車)							
				短期規制		長期規制			
		平成元年	平成2年	平成5年	平成6年	平成9年	平成10年	平成11年	
車両総重量 (GVW)	1.7t以下	規制値	-		0.20g / km		0.08g / km		
		型式			KA-		KE- HA-		
	1.7t超 2.5t以下	規制値	-		0.25g / km		0.09g / km		
		型式			KB-		KF- HB-	KJ- HE-	
	2.5t超	規制値	-		0.7g / kWh		0.25g / kWh		
		型式	U-	W- (8t超)		KC-	KG- HC- (2.5t超3.5t以下)	KK- HF- (3.5t超1.2t以下)	KL- HM- (1.2t超)



最後に、所有している車の初度登録年と、排出ガス規制の種別を照らし合わせる。

**事例1** 平成8(1996)年10月以前に初度登録した車(U-、W-等)  
平成15年10月の規制値をクリアしておらず、規制開始時点で猶予期間7年を経過しているため、規制開始日から都内を走行することができません。

**事例2** 平成8(1996)年10月以降に初度登録した短期規制車(KA~KC)  
平成15年10月の規制値をクリアしていないため、初度登録から猶予期間7年を経過した時点で、都内を走行することができなくなります。

**事例3** 平成9(1997)年以降に初度登録した長期規制車(KE~KL、HA~HM)  
平成15年10月の規制値をクリアしているため、規制開始以降も都内走行が可能です。ただし、平成17年4月以降の知事が別に定める日から規制値が強化された場合、初度登録から猶予期間7年を経過した時点で、都内を走行することができなくなります。

上記3事例とも、知事が指定したDPF装置を装着すれば、都内を走行することが可能です。

		西暦	96	97	98	99	00	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	
		平成	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	
東京都 環境確保条例		国の新車排出ガス規制		<div style="position: relative; height: 100px;"> <div style="position: absolute; top: 0; left: 50%; transform: translate(-50%, -50%); background-color: red; color: white; padding: 5px;">猶予期間7年間</div> <div style="position: absolute; top: 10%; left: 60%; color: red; font-weight: bold;">PM排出基準に満たない ディーゼル車の都内運行禁止</div> <div style="position: absolute; top: 25%; left: 65%; color: red; font-weight: bold;">平成17年4月1日以降の知事が 別に定める日から規制を強化</div> <div style="position: absolute; top: 45%; left: 65%; border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: yellow;">規制の基準値に適合しない車(現時点では短期規制車以前)については、初度登録から7年を経過した時点で走行不可 ただし、都が認定したDPF装置を装着すれば継続走行が可能</div> <div style="position: absolute; top: 65%; left: 30%; border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: yellow;">長期規制車は、15年10月時点の基準に適合しているため、17年以降に知事が定める次回規制までは、条例による規制を受けない。次回規制が始まった時点で、初度登録から7年を経過した時点で走行不可 ただし、都が認定したDPF装置を装着すれば継続走行が可能</div> <div style="position: absolute; top: 75%; left: 30%; border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: yellow;">「新短期」以降の車については、17年以降に知事が定める次回規制値もクリアしているため、条例による規制を受けない</div> <div style="position: absolute; top: 65%; left: 80%; border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: yellow;">新短期規制車は継続走行可</div> </div>														
		初度登録年	短期															長期
		西暦 平成																
		平成8年10月以前に登録した車																
96	8	KA KB KC																
97	9																	
98	10																	
99	11	KE KF KG KJ KK KL																
00	12																	
01	13																	
02	14																	
03	15	HA HB HC HE HF HM																
04	16																	
05	17																	
06	18	新短期規制																
07	19																	
08	20																	
		新長期規制																

自動車を購入・使用する際には、より低公害なものを導入することが求められます。条例では事業者の方に低公害車の導入に関する義務を定めています。

## 対象者

都内で**200台以上**の自動車を使用する事業者(自動車の賃貸等を業とする者にあつては、所有者)

## 義務の内容

使用する自動車の台数に対して、東京都指定低公害車を**超低公害車に換算して5%以上**導入すること

## いつまでに

平成17年度末(平成18年3月31日)まで

## 対象となる自動車

- (1)普通自動車、小型自動車、軽自動車(それぞれ、二輪自動車と被けん引自動車を除く)
- (2)都内に事業所が複数存在する場合は、すべての事業所の合計台数が対象になります。

## 東京都指定低公害車とは

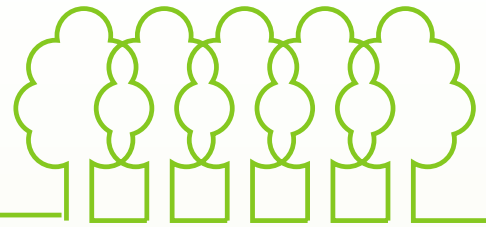
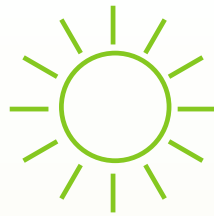
排出ガスを発生しない、または排出ガスの発生量が相当程度少ないと認められる自動車で、東京都が指定するものです。良低公害車、優低公害車、超低公害車に区分したうえで公表します。

東京都指定低公害車の区分	国の*排出ガス規制値に対して	国土交通省指定低排出ガス車の区分	七都府市指定低排出ガス車の区分
<b>良低公害車</b>	排出ガス25%低減レベルの自動車		
<b>優低公害車</b>	排出ガス50%低減レベルの自動車		
<b>超低公害車</b>	排出ガス75%低減レベルの自動車		

\*排出ガス規制値 = 乗用車・軽量車(1.7t以下)は平成12年、軽貨物は平成14年、中量車(1.7t超~3.5t以下)は平成13年、重量車(3.5t超)は平成15年(新短期規制)を基準としています。

## 条例違反には

事業者(社長、事業主)に対して勧告を行います。勧告に従わないときには、事業者の氏名を公表します。低公害車導入に対する優遇制度については、8ページをごらんください。



## 低公害車導入率の算定方法

(1) 自動車の使用台数を自動車の種別ごとに換算します。(表1)

(2) 低公害車の使用台数を自動車の種別、低公害車の区分によって換算します。(表1、表2)

表1 自動車の種別ごとの換算方法

自動車の種別	ナンバー	換算率	
1 乗用車(普通自動車、小型自動車、軽自動車)	3 5 7	5分の1	
2 小型貨物自動車、軽貨物自動車	4 6	2分の1	
3 普通貨物自動車	1	車両総重量が8トン未満のもの	1
		車両総重量が8トン以上のもの	2
5 乗合自動車	2(一部5 7)	乗車定員が11人以上30人未満のもの	2
		乗車定員が30人以上のもの	3
6	2	3	

表2 低公害車の台数の換算方法

低公害車の区分	換算率
1 良低公害車	3分の1
2 優低公害車	2分の1
3 超低公害車	1

(\*) 各項の自動車の種別には、特種用途自動車(ナンバーが「8-」のもの)を含みます。

導入率(%)  
(5%以上)

(\*)  $1/3$  { (表1の換算率×良低公害車台数) を自動車の種別ごとに計算しその値を合計 } + ……

(表1の換算率×自動車の使用台数) を自動車の種別ごとに計算し、その値を合計



100

(\*)は、優、超低公害車についても、同様に計算し、その合計を分子に加える。  
それぞれ、良の「 $1/3$ 」にかわり、優の場合は「 $1/2$ 」を、超の場合は「 $1$ 」を使用する。

## 《換算例》A社の場合(総台数274台)

乗用車.....5台(低公害車ゼロ)  
 軽貨物自動車.....30台(うち、良9台、優4台、超3台)  
 小型貨物自動車.....218台(うち、良9台、優23台、超15台)  
 普通貨物自動車(8t未満).....11台(うち、良7台、超3台)  
 普通貨物自動車(8t以上).....10台(うち、良3台)

分子

$$(良) \frac{1}{3} \times \left( \frac{1}{2} \times 9 \text{台} + \frac{1}{2} \times 9 \text{台} + 1 \times 7 \text{台} + 2 \times 3 \text{台} \right) = 7.33$$

軽貨                      小貨                      普貨8未                      普貨8超

$$(優) \frac{1}{2} \times \left( \frac{1}{2} \times 4 \text{台} + \frac{1}{2} \times 23 \text{台} \right) = 6.75$$

軽貨                      小貨

$$(超) 1 \times \left( \frac{1}{2} \times 3 \text{台} + \frac{1}{2} \times 15 \text{台} + 1 \times 3 \text{台} \right) = 12$$

軽貨                      小貨                      普貨8未

26.08

分母

$$\frac{1}{5} \times 5 \text{台} + \frac{1}{2} \times 30 \text{台} + \frac{1}{2} \times 218 \text{台} + 1 \times 11 \text{台} + 2 \times 10 \text{台} = 156$$

乗用                      軽貨                      小貨                      普貨8未                      普貨8超

導入率

$$26.08 \div 156 \times 100 = 16.7\%$$

各車種の導入率の計算に当たっては、当該年度の使用台数及び前年度以前より使用している低公害車があれば、それも加えて計算する。

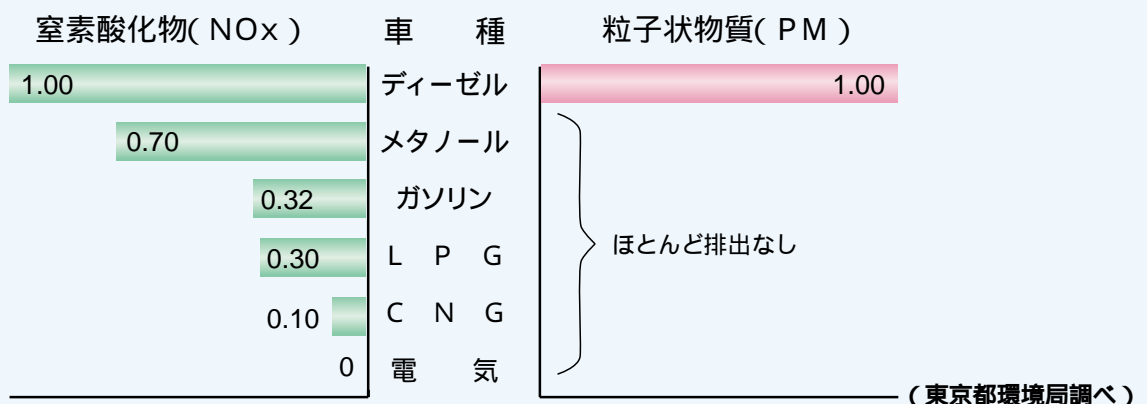
# 低公害車の種類と特徴

低公害車は窒素酸化物( NOx )や黒煙、粒子状物質( PM )の排出が少ないといった長所がありますが、価格や走行距離、燃料供給スタンドの設置などに関し、種類ごとの課題があります。地域や用途に応じて導入することが必要です。

都では、これらの課題解決に向けて、各種助成制度を行っています。

種類	燃料及び動力	利点	課題
CNG自動車 (圧縮天然ガス)	メタンを主成分とする燃料を用いる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・黒煙や粒子状物質( PM )をほとんど出さない。</li> <li>・NOxやCO<sub>2</sub>の排出量がディーゼル車やガソリン車より少ない。</li> <li>・埋蔵量が多い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高圧ガス容器による重量の増加。</li> <li>・高圧ガス保安対策が必要。</li> <li>・充填スタンドの整備が必要。</li> <li>・1回の充填での走行距離が短い。</li> </ul>
LPG自動車 (液化石油ガス)	プロパンやブタンを主成分とする燃料を用いる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・黒煙や粒子状物質( PM )をほとんど出さない。</li> <li>・NOx排出量はディーゼル車より少ない。</li> <li>・燃料価格が安い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大型車への対応が難しい。</li> <li>・充填スタンドの整備が必要。</li> </ul>
ハイブリット自動車	内燃機関、電気モーター、油圧モーターなど2つ以上の異なる動力源を組み合わせる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・燃費がよい。</li> <li>・NOx排出量が少ない。</li> <li>・新たなスタンドを作る必要がない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バッテリー、発電併用モーター等の搭載による重量増加。</li> <li>・電気式は、バッテリーの交換が必要。</li> </ul>
電気自動車	バッテリーに充電された電気を動力源としてモーターで走行する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・走行時に排出ガスが全く出ない。</li> <li>・騒音が小さく、振動が少ない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・価格が高い。</li> <li>・1回の充電で走行できる距離が短く、加速性も劣る。</li> <li>・バッテリーの保守や交換が必要。</li> <li>・充電設備の整備が必要。</li> </ul>
メタノール自動車	天然ガスなどから製造される液体燃料を用いる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・黒煙や粒子状物質( PM )をほとんど出さない。</li> <li>・NOx排出量がディーゼル車より少ない。</li> <li>・天然ガスからのメタノール合成技術が実用化されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホルムアルデヒドや未燃メタノールの排出抑制が必要。</li> <li>・1回の充填で走行できる距離が短い。</li> <li>・メタノール専用スタンドが必要。</li> <li>・燃料供給系などの腐蝕。</li> </ul>

## 燃料別の排出ガス性状比較



対象は2t貨物車であり、数値はディーゼル車の排出を1としたときの比率である。



# 東京都の各種補助・あっせん制度

都では、低公害車の買い替えその他について、各種補助金や融資あっせんなどの補助制度を実施しています。

## 1 補助金

項目	対象者	補助率等	問い合わせ先
粒子状物質減少装置(DPF等)の装着 知事が指定するDPF装置等	個人・事業者  都内登録車に限る	<DPF等の装着> 装着本体、付属部品、装着品の1/2 DPF 小型は30万円/1台、 (車両総重量3.5t超8t以下) 大型は40万円/1台を限度 (車両総重量8t超) 酸化触媒 小型は10万円/1台、 (車両総重量3.5t超8t以下) 大型は20万円/1台を限度  (車両総重量8t超)	東京都環境局 自動車公害対策部 指導普及課低公害車係 TEL.03(5388)3529
*平成13年度については、トラック等の 天然ガス(CNG)車への買い替えを実施	事業者  都内登録車に限る	<CNG車への買い替え> 通常車両価格との差額1/2 ただし、小型は30万円/1台、 (車両総重量3.5t超8t以下) 大型は40万円/1台を限度 (車両総重量8t超)	
CNGスタンドの設置補助	事業者	スタンド設置費用から国の補助金分を 除いた事業者負担分の1/2 ただし、2,500万円を限度	

このほかにも国の補助制度や、バスの買い替えに対する補助制度があります。

## 2 融資あっせん

項目	内容	対象者	利率等	問い合わせ先
クリーンエネルギー 車購入資金	低公害車(電気・天然ガ ス・ハイブリッド・メタノー ル)の購入費用を融資	個人  都内在住に限る	借受者負担金利 1.75%	東京都環境局 環境改善部 計画課助成係 TEL.03(5388)3535
自動車低公害化促進 資金	東京都指定の低公害車の購入 最新規制適合車の購入 3.5t超-最新規制のディーゼル車 3.5t以下-最新規制のガソリン車等	中小企業者  都内に事業所 があること	利子補給  長期プライムレートの1/2 信用保証料 2/3を補助	
エコステーション等 設置資金	低公害車の燃料充填施 設の設置費用を融資			



事業者のみなさん 環境への負荷を低減させるため、計画的な低公害車の導入や自動車使用の合理化をお願いします。

### 義務の内容

対象事業者は、自発的な環境配慮行動を記載する自動車環境管理計画書を提出する。

### 対象地域及び対象事業者

都内( 島しょを除く )に事業所があり、30台以上の自動車 を使用する事業者  
本社が都外にあっても、都内にある事業所で30台以上使用していれば対象になります。  
複数の事業所を有する場合でも、法人単位で1事業者です。

#### 30台以上の自動車とは？

普通自動車、小型・軽自動車( 二輪車を除く )、大型特殊自動車、小型特殊自動車

#### 計画期間

5年間

#### 提出日

特定事業者に該当すること  
となった日から**60日以内**

#### 提出先

東京都環境局自動車公害対策部  
指導普及課

#### 自動車環境管理計画書記載の内容

1. 特定事業者の概要
2. ディーゼル自動車規制への対応  
及び低公害車の導入計画
3. 自動車の使用合理化
4. 条例規定事項等への対応

計画書とは別に自動車環境管理者( 第33条 )の選任、  
変更の届出が必要です。

計画書の様式は、環境局ホームページ <http://www.kankyo.metro.tokyo.jp>でもご覧になれます。

### 実績報告書

計画書に基づく毎年度の実績報告書を、当該年度の翌年度5月末日までに提出していただきます。( 第29条 )

### 条例違反には

計画書等を提出しない場合、または虚偽の報告をした場合は、特定事業者( 社長、事業主 )に対して必要に応じて勧告を行います。

勧告に従わないときには、特定事業者に対して、氏名公表や罰則( 千円以上1万円未満の料料 )の適用があります。

大気汚染や地球温暖化を防止するため、自動車等を駐停車したときは、エンジンを停止することが義務づけられています。

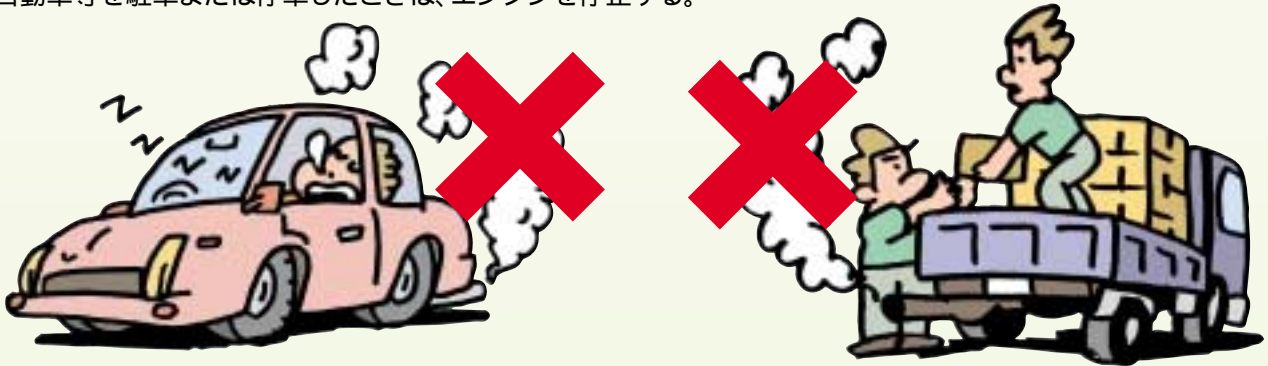
## 対象地域

都内全域

## 義務の内容

### 1. 運転者の義務(第52条)

自動車等を駐車または停車したときは、エンジンを停止する。



### アイドリング・ストップの 対象から除外される場合

1. 信号待ちなど道路交通法の規定により停止する場合
2. 交通の混雑など、道路または交通の状況により停止する場合
3. 人の乗降のために停止する場合
4. 冷凍車、医療用車、清掃車などの動力としてエンジンを使用する場合
5. 緊急自動車が用務のために使用している場合
6. その他やむを得ないと認められる場合  
・病弱者や障害者が身体を健全な状態を維持するため、必要な室温を保持する場合など

### 2. 事業者の義務(第53条)

管理する自動車等の台数に関係なく、運転者にアイドリング・ストップを励行するよう研修などを行う。

### 3. 20台以上収容できる駐車場の設置者及び管理者の義務(第54条)

駐車場の形態にかかわらず、利用者に看板の掲示などによりアイドリング・ストップの周知を行う。(看板記載例参照)

提示する内容には、なるべく次の二つの事項を入れてください。

- 条例で義務づけられていること
- アイドリング・ストップの実行

記載例

東京都の条例で  
駐停車中のアイドリングは  
禁止されています。  
駐停車中は  
エンジンを止めてください。

## 条例違反には

義務違反者に対して必要な措置をとるよう勧告します。  
勧告に従わないときには、違反者の氏名を公表します。

# 粒子状物質を増大させる燃料の

使用禁止  
販売禁止

(第57条)  
(第59条)

自動車や建設作業機械などは、使用する燃料によって排出ガスの性状が変化することがあります。粒子状物質などの大気汚染物質の排出量を増加させないため、燃料の使用や販売に関する規制を定めています。

## 義務の内容

重油や、軽油に重油を混和した燃料などを

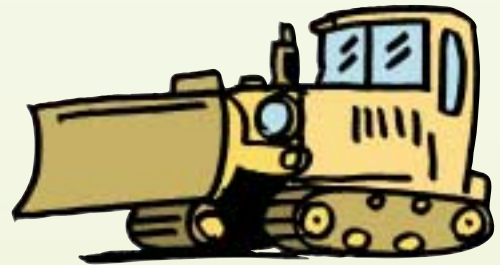
1. 自動車や建設作業機械などの燃料として使用することを禁止します。  
「義務を負う者」運行責任者や建設作業機械などを使用する事業者
2. 建設作業機械などの燃料として販売することを禁止します。  
「義務を負う者」建設作業機械等用燃料の販売者

## 対象地域

都内全域(島しょを除く)

## 建設作業機械とは

建設機械:ブルドーザー、ショベル・ローダー  
産業機械:フォークリフト  
農業機械:トラクタ、コンバイン  
などです。



## 条例違反には

義務を負う者に対して使用禁止命令または販売禁止命令を出します。  
命令に従わないときには、違反者の氏名公表、罰則(50万円以下の罰金)の適用があります。

都内(島しょを除く)の自動車販売者は、新車購入者に対し、排出ガス量等の環境情報を説明することが義務づけられています。

## 販売者の義務

1. 新車に関する環境情報を記載した書面等を購入予定者が閲覧できるよう、常に販売店に備え置く。
2. 環境情報を記載した書面を購入者へ交付し、説明する。



## 環境情報とは

### 項目

- | 項目 |   |
|----|---|
| 1  | 条例で定める「粒子状物質排出基準の遵守等」、「低公害車等の使用の努力義務」その他の事項           |
| 2  | 排出ガスの量〔一酸化炭素(CO)、窒素酸化物(NO <sub>x</sub> )、粒子状物質(PM)など〕 |
| 3  | 騒音の大きさ  |
| 4  | 燃料の種別   |
| 5  | 燃費消費率   |
| 6  | その他   |

## 条例違反には

販売者(社長、事業主)に対して勧告を行います。  
勧告に従わないときには、販売者の氏名を公表します。



## 新車を購入する方へ

新車を購入する際は、販売店等から条例で定める規制内容などについての説明を受けてください。  
より低公害な自動車の使用をお願いします。

## 条例に規定されている努力義務 ~自動車等に関わる方々に心がけていただくこと~

### 自動車等を使用しているすべての方へ

自動車等を使用している方は、公共交通機関への利用転換などにより、使用の抑制に努めてください。

また、自動車等を使用する際は、低公害車や低騒音車を用いること、自動車等を適正に整備し、適切に運転することで、排出ガスや騒音を最小限にとどめるように努めてください。

第34条  
第43条  
第63条  
第64条

### 自動車等に関わる事業を営む方へ

冷蔵が必要な荷物の積み卸し施設を設置している方は、保冷車が冷蔵機能を維持するために行うアイドリングを避けるため、施設に外部電源装置を設置するように努めてください。

自動車等を製造している事業者の方は、低公害車や低騒音車を開発するように努めてください。

自動車等を整備している事業者の方は、整備の際、排出ガスや騒音を低減させる装置を点検し、その結果を整備依頼者に説明するとともに、自動車等の適正な管理について助言するように努めてください。

自動車等を販売している事業者の方は、低騒音車の普及又は利用促進に努めるとともに、購入希望者に対して、騒音を低減させるための適正な管理について助言するように努めてください。

第55条

第45条  
第65条

第49条  
第67条

第66条

### 建設作業機械を使用しているすべての方へ

ブルドーザーなどの建設機械やフォークリフトなどの産業機械、トラクターなどの農業機械を使用している方は、これらの機械を使用する際、排出ガスを最小限にとどめるように努めてください。

第44条

# 東京都「環境確保条例」と国の「改正自動車NOx・PM法」について

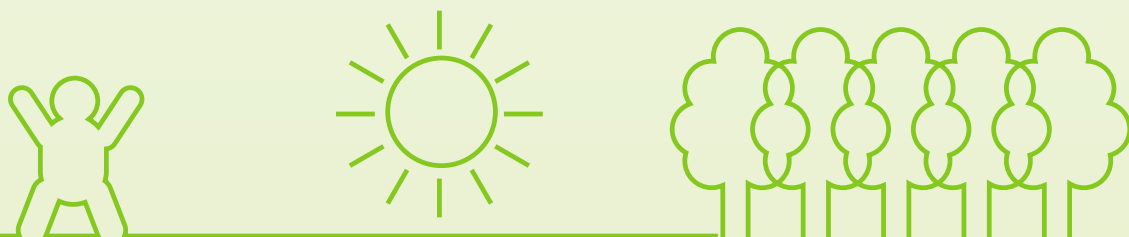
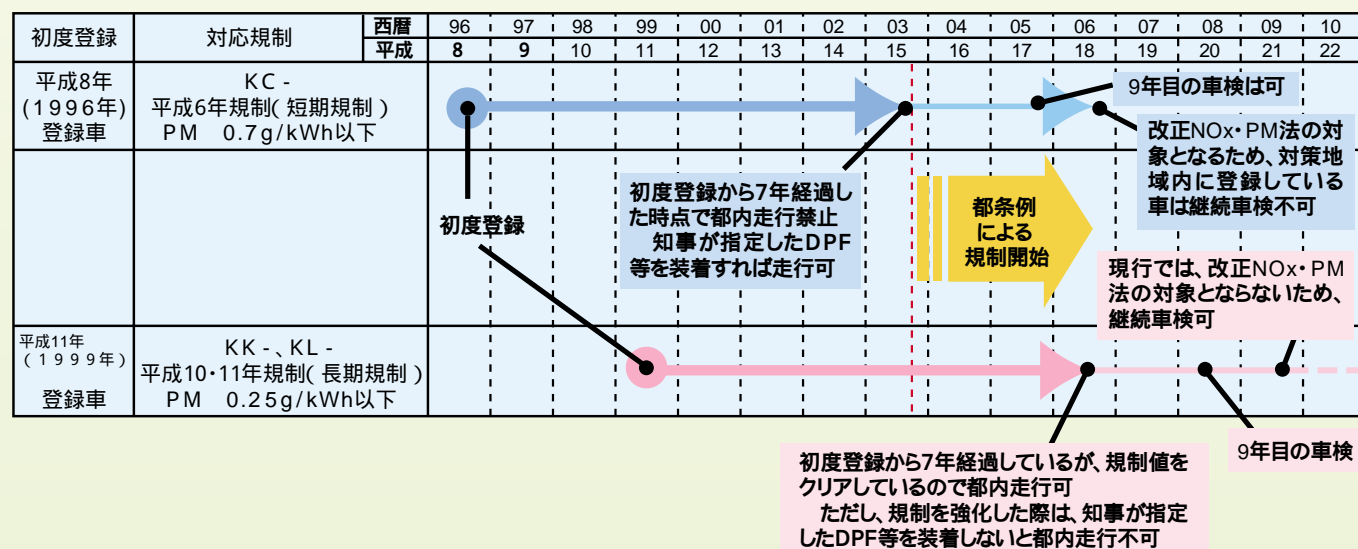
東京都「環境確保条例」(ディーゼル車規制部分)と国の「改正自動車NOx・PM法」(車種規制部分)の主な相違点

	環境確保条例(都)	改正自動車NOx・PM法(国)
規制物質	PM(粒子状物質)	NOx(窒素酸化物)、PM(粒子状物質)
規制の内容	粒子状物質排出基準に適合しないディーゼル車の都内運行禁止	排出ガス基準に適合しない車の登録禁止(継続車検に通らない)
対象車	東京都内を走行する自動車	特定地域に使用の本拠地がある自動車
対象地域	島しょを除く都内全域(23区・多摩地区)	東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、愛知、三重の一部の対策地域
対象となる車種	ナンバーが1-、2-、4-、6-、8-のディーゼル車(貨物、乗合、特種用途車両)*8ナンバーの特種用途のうち、乗用車をベースに改造したものは、対象外	ディーゼル乗用車、貨物、バス、特種用途車両(燃料の種別を問わない)
猶予期間(初度登録から)	7年間*知事が指定した粒子状物質減少装置(DPF等)を装着すれば、規制値に適合しているとみなす。	ディーゼル乗用車:9年、小型トラック:8年、普通トラック:9年、マイクロバス:10年、大型バス:12年、特種用途車両:10年
罰則等	運行責任者に運行禁止命令を出す。それに従わないときは、50万円以下の罰金	50万円以下の罰金
規制の強化	平成17年4月1日以降の知事が定める日以降に粒子状物質排出基準を強化する予定	

改正自動車NOx・PM法の内容については、平成13年6月19日に国会にて成立した内容及び、8月現在、政省令等の検討案をもとに作成しています。今後、政省令等が告示された際、上記の内容とは異なる場合があります。

## 都の「環境確保条例」と国の「改正NOx・PM法」による車両規制の違い

### 《例》車両総重量3.5トン超の普通トラックの場合



### 自動車Gメンの活動

平成13年4月に、東京都自動車公害監察員(自動車Gメン)を設置しました。条例の遵守を確保するため、日々、担当地域を巡回しています。

- (1)事業所、自動車や建設作業機械などが使用される場所、路上などにおいて、検査、監視、調査、指導などを行います(第152条)。
- (2)自動車もしくは建設作業機械などで使用されている燃料、または建設作業機械などの用途として販売されている燃料について、抜き取り検査をします(第61条)。

### 条例違反には

検査を拒んだり、妨げたりした場合は、15万円以下の罰金となります。



### 東京都環境局自動車公害対策部

条例や規則に関すること	監察指導係	03-5388-3528
事業所指導や自動車公害の相談に関すること	自動車公害監察担当 (自動車Gメン)	03-5388-3510~4
低公害車等の導入及び補助に関すること	低公害車係	03-5388-3529
粒子状物質減少装置(DPF等)に関すること	排出ガス技術係	03-5388-3497
東京都環境局ホームページ	<a href="http://www.kankyo.metro.tokyo.jp">http://www.kankyo.metro.tokyo.jp</a>	
指導普及課Eメール	S0000630@section.metro.tokyo.jp	

平成13年8月発行  
東京都環境局自動車公害対策部指導普及課  
〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 TEL.03-5388-3528  
登録番号(13)44号 環境資料 第13020号